労働者派遣のマージン率等に係る公開資料

令和元年 10 月 株式会社エイアールティ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します (対象:平成30年度(平成30年9月~令和元年8月))

1. 派遣労働者数 7名

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた会社の数 4 社

3. 労働者派遣に関する料金の平均額 25,635 円

4. 派遣労働者の賃金額の平均 14,330円

5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を 当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 44.1%

6. 教育訓練に関する事項

種類	対象者	実施人数	方法	実施主体	実施期間	費用負担
新規採用者訓練	未経験の新規採用	0人	ОЈТ	弊社	3日間	なし
能力向上訓練	採用後1年経過者	7人	OFF-JT	弊社	1日間	なし
	のうち希望者					

*マージン率とは

派遣先より株式会社エイアールティに支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残り の額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

<マージンに含まれる項目>」

会社運営費用	社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、			
		雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分			
	有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません			
	就業管理費用	人材派遣に関連した総務及び労務管理費用			
	営業費用	人材派遣関連営業活動における人件費及び活動費・法廷			
		手続費用•事務所費•通信費等			
	営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会			
		社運営経費を差し引いた利益			